

第12章 紛議の調停

(紛議の調停)

第109条 本会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行うため、紛議調停委員会を置く。

2 紛議の調停に必要な事項は、別に規則で定める。

(会員の出頭義務)

第110条 会員は、やむを得ない事由がある場合を除き、紛議調停期日に出頭しなければならない。